平成２８年（フ）第１０７９号
北海道恵庭市柏木町３丁目５番31号
債務者　谷内千絵美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０９３号
北海道千歳市北斗１丁目19番12号
債務者　天満　久鉄
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１０４号
札幌市白石区本郷通10丁目北１番27―702号
債務者　木村　利幸
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１１５号
札幌市西区山の手７条８丁目１番21号
債務者　堀　　義広
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１２１号
札幌市手稲区富丘４条６丁目１番３―204号
債務者　高橋　克佳
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１２７号
札幌市西区西野３条９丁目14番５号　高橋コーポ３―103号
債務者　當眞　志乃
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１４２号
札幌市中央区北５条西17丁目13番地20　レジデンス709Ｃ―703号
債務者　小林　　望
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６１号
千葉県大網白里市季美の森南５丁目９番地５
債務者　青木　　一
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３９号
千葉県東金市菱沼155番地８
債務者　伊藤　駿一（旧姓村椙）
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９４号
静岡県熱海市相の原町44番１号　相の原市営住宅１棟106号室、前住所静岡県熱海市桜町７番４号
債務者　松井　里江
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
静岡県沼津市下香貫清水2144番地の４　エルディム後藤Ａ201、前住所静岡県沼津市下香貫楊原530番地の21
債務者　相曽紀久雄
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２２９号
静岡県伊東市宇佐美2123番地の３　山本アパート103号、前住所静岡県伊東市宇佐美2127番地の５
債務者　山田　義勝
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２８号
京都府綾部市大島町畠田10番地　ハイツふじ103号
債務者　金原清七こと　金　　清七
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
堺市東区日置荘西町３―21―25　佐藤舞美方、住民票上の住所堺市西区草部726番地12
債務者　北里　裕介
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４１８号
大阪府門真市四宮３丁目３番25―302号
債務者　池田小百合
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４４０号
大阪府羽曳野市西浦６丁目456番地の２―402
債務者　池内　貴教
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４６０号
堺市東区白鷺町１丁24番14―101号
債務者　山邊久仁子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４７３号
堺市堺区南旅篭町東１丁２番18―208号、前住所堺市北区金岡町2246番地２　レオネクストルーナ202号
債務者　山中　里織（旧姓松木）
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係